

令和8年第1回南関町議会臨時会（第1号）

令和8年2月3日

午前10時00分開会

議場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-------|----------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について | （1番福山議員・2番伊藤議員） |
| 日程第2 | 会期決定について | |
| 日程第3 | 議案第1号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和7年度南関町一般会計補正予算（第5号）） |
| 日程第4 | 議案第2号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和7年度南関町一般会計補正予算（第6号）） |
| 日程第5 | 議案第3号 | 南関町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第4号 | 南関町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第5号 | 南関町一般職の職員の給与に関する条例及び南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第6号 | 南関町長等の給与及び旅費に関する条例及び南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第7号 | 令和7年度南関町一般会計補正予算（第7号）について |
| 日程第10 | 議案第8号 | 令和7年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第11 | 議案第9号 | 令和7年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第12 | 議案第10号 | 令和7年度南関町下水道事業補正予算（第2号）について |
| 日程第13 | 議案第11号 | 事業契約の締結について |
| 日程第14 | 発委第1号 | 南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 福山美佳君 | 2番 伊藤博長君 |
| 3番 矢野修一君 | 4番 西田恵介君 |
| 6番 中村正雄君 | 7番 杉村博明君 |
| 8番 井下忠俊君 | 9番 境田敏高君 |
| 10番 山口純子君 | 11番 立山比呂志君 |
| 12番 立山秀喜君 | |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（9名）

町	長	佐藤安彦君	副町長	坂田浩之君
教	育	長永杉尚久君	総務課長	嶋永健一君
まちづくり課長	田代由紀君	福祉課長	多田隈志保君	
健康推進課長	猿渡隆史君	経済課長	武田信幸君	
建設課長	田口明君			

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	武田博君	議会事務局係長	山下飛鳥君
--------	------	---------	-------

開会 午前10時00分

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 起立。礼。おはようございます。着席。

ただいまから令和8年第1回南関町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程等はタブレットに配信のとおりです。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、1番議員と2番議員の2名を指名します。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期については、本日1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

ここで町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様改めておはようございます。

令和8年第1回南関町議会臨時会の開会において、専決処分の報告及び承認を求めることについて、条例の制定について、条例の一部を改正する条例の制定について、令和7年度一般会計等補正予算について、事業契約の締結についてなどのご審議をお願いするにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年は、全国で豪雨被害や地震被害の発生など、災害の発生が当たり前のような土地でありましたが、南関町においては災害が少ない、落ちついた年であったように思います。本年もぜひそのような年であってほしいと願うものであります。国においては、日本で初めてとなる女性の高市総理が誕生し、新しい動きとなりましたが、2月8日、今週の日曜日、投開票での衆議院選挙となり、先が見通せないような状況にはありますので、国民の生活に影響が出ないような対応も必要になってくるのではないかと思います。そして誰もがどこに住んでいても安心して生活ができるような政策を願うものであります。また私たちを取り巻く環境や経済状況も大きく変わっておりますし、食品や燃料をはじめ、全てのものの物価高も続いておりますので、町としても、国の重点支援地方交付金の有効な活用等により、引き続きの対策を図っていきたいと考えております。

さて本町では、去年の10月8日トッパの日に、u k a r aのグランドオープンとあわせ、町制施行70周年記念式典を開催し、先達の残された功績をたたえるとともに、次の世代へつなぐこれからの南関町を考えるよい機会ととらえ、次の10年に向かう新しい流れとしたところであります。南関版コンパクトシティー構想や地域未来構想等により、さらなる町の発展につなげていくことができればと考えております。

そして本臨時会は、18期議員の皆様とは、最後の議会になると思いますので、よろしくお

願いいたします。

本議会臨時会におきましては、専決処分の報告及び承認を求めることについてが2件、南関町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてなど条例の制定についてが2件、南関町一般職の職員の給与に関する条例及び南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど、条例の一部を改正する条例の制定についてが2件、令和7年度南関町一般会計補正予算についてのほか、特別会計の補正予算についてが2件、令和7年度南関町下水道事業補正予算について、事業契約の締結についてを提案させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、臨時会開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） お諮りします。

日程第3、議案第1号から日程第14、発委第1号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第1号から日程第14、発委第1号までの議案を一括上程することに決定しました。

○議長（立山秀喜君） 議案は、タブレットに配信しております。

議案名を議会事務局長に朗読させますので、確認してください。議会事務局長。

○議会事務局長（武田博君） おはようございます。議案名を朗読します。

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第3 | 議案第1号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和7年度南関町一般会計補正予算(第5号)) |
| 日程第4 | 議案第2号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和7年度南関町一般会計補正予算(第6号)) |
| 日程第5 | 議案第3号 | 南関町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第4号 | 南関町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第5号 | 南関町一般職の職員の給与に関する条例及び南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第6号 | 南関町長等の給与及び旅費に関する条例及び南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第7号 | 令和7年度南関町一般会計補正予算(第7号)について |
| 日程第10 | 議案第8号 | 令和7年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第11 | 議案第9号 | 令和7年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第12 | 議案第10号 | 令和7年度南関町下水道事業補正予算(第2号)について |

日程第13 議案第11号 事業契約の締結について

日程第14 発委第1号 南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 配信漏れ等はありませんか。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は順次説明をしてください。総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） おはようございます。

それでは、「議案第1号、専決処分の報告の承認を求めることについて」ご説明を申し上げます。令和7年度南関町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。南関町専決第7号、令和7年度南関町一般会計補正予算について。令和7年度南関町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり調製することとする。令和7年12月24日専決。内容につきましては、令和7年度南関町一般会計補正予算書（第5号）でご説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,757万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億4,859万7,000円とするものでございます。2ページをお開きください。2ページは歳入についての補正額の一覧でございます。11款地方交付税は1項地方交付税に1億2,600万6,000円を追加して、総額を24億3,224万9,000円とするものです。15款国庫支出金は2項国庫補助金に1億8,751万7,000円を追加して5億6,859万9,000円とし、総額を11億7,983万2,000円とするものです。19款繰入金は1項基金繰入金から7,594万6,000円を減額して5億4,277万4,000円とし、総額を5億5,601万1,000円とするものです。補正前の歳入合計76億1,102万円に、2億3,757万7,000円を追加して歳入合計を78億4,859万7,000円としております。

3ページは歳出についての補正額の一覧でございます。2款総務費は1項総務管理費に1,005万4,000円を追加し、14億4,569万9,000円とし、総額を16億7,847万8,000円としております。3款民生費は2項児童福祉費に3,618万4,000円を追加し、7億2,992万5,000円とし、総額を22億5,852万9,000円としております。5款農林水産業費は1項農業費に4,500万円を追加し、4億2,087万円とし、総額を4億5,072万4,000円としております。6款商工費は1項商工費に1億3,170万3,000円を追加し、総額を2億3,926万円としております。7款土木費は、2項道路橋梁費に1,500万円を追加し、3億8,556万5,000円とし、総額を7億1,649万3,000円としております。9款教育費は2項小学校費及び3項中学校費については、財源組替えを行っております。12款予備費は1項予備費から36万4,000円を減額し、総額1,233万8,000円としております。補正前の歳出合計76億1,102万円に、2億3,757万7,000円を追加して、歳出合計を78億4,859万7,000円としております。

4ページ、第2表は繰越明許費の補正でございます。追加としまして5款農林水産業費、1項

農業費の物価高騰緊急対策農業機械導入支援事業として3,500万円とし、燃油価格高騰緊急対策事業として400万円とし、飼料高騰緊急支援事業として600万円とし、6款商工費、1項商工費のなんかんトッパ商品券交付事業として1億2,825万円とし、7款土木費、2項道路橋梁費の町道等の支障木伐採事業として1,500万円とするものでございます。5ページから6ページまでは歳入歳出補正予算事業別明細書の総括表でございます。

7ページをお開きください。7ページは歳入についての説明でございます。11款1項1目1節地方交付税に普通交付税として1億2,600万6,000円を追加するものでございます。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目1節総務国庫補助金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として1億6,402万6,000円を追加し、2目民生費国庫補助金、3節児童福祉費国庫補助金に物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金として2,349万1,000円を追加するものです。19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金から6,100万円を減額し、14目1節ふるさとなんかん応援寄附金基金繰入金から1,494万6,000円を減額するものです。

8ページをお開きください。8ページからは歳出についての説明でございます。主なものを説明いたします。まず上段になります。2款総務費、1項総務管理費、6目財政調整基金費の24節積立金、減債基金積立金として1,005万4,000円を追加しております。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の18節負担金、補助及び交付金に物価高対応子育て応援手当として2,192万円を追加し、物価高対応子育て応援手当、町事業分としまして、1,096万円を追加しております。

9ページ上段になります。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の18節負担金、補助及び交付金に物価高騰緊急対策農業機械導入支援事業補助金として3,500万円を追加し、燃油価格高騰緊急支援事業補助金として400万円を追加し、11目畜産業費の18節負担金補助及び交付金に、飼料高騰緊急支援事業補助金として600万円を追加しております。6款1項商工費、2目商工振興費の18節負担金補助及び交付金になんかんトッパ商品券交付金として1億2,825万円を追加しております。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費の12節委託料に町道等支障木伐採維持委託料として、1,500万円を追加しております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「議案第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて」ご説明申し上げます。令和7年度南関町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。南関町専決第1号、令和7年度南関町一般会計補正予算について。令和7年度南関町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり調製することとする。令和8年1月23日専決。内容につきましては、令和7年度南関町一般会計補正予算（第6号）予算書でご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ826万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億5,686万1,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。2ページは歳入についての補正額の一覧でございます。16款

県支出金は、3項県委託金に826万4,000円を追加して4,222万9,000円とし、総額を6億5,591万6,000円とするものです。補正前の歳入合計78億4,859万7,000円に826万4,000円を追加して、歳入合計を78億5,686万1,000円としております。

3ページは歳出についての補正額の一覧でございます。2款総務費は4項選挙費に826万4,000円を追加し、5,161万円とし、総額を16億8,674万2,000円としております。補正前の歳出合計78億4,859万7,000円に826万4,000円を追加して、歳出合計を78億5,686万1,000円としております。4ページから5ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。

6ページをお開きください。6ページは歳入についての説明でございます。16款県支出金、3項県委託金、1目総務費県委託金、5節選挙費県委託金に、衆議院議員総選挙費県委託金として826万4,000円を追加するものです。

7ページをお開きください。7ページからは歳出についての説明でございます。主なものを申し上げます。2款総務費、4項選挙費、4目衆議院議員総選挙費の1節報酬に、委員報酬として83万円を追加し、3節職員手当等に時間外勤務手当として、362万6,000円を追加し、12節委託料にポスター掲示場設置等委託料として128万5,000円を追加し、13節使用料及び賃借料に事務機器借上料として104万3,000円を追加しております。

以上で報告を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） おはようございます。「議案第3号、南関町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、提案理由及び内容のご説明を申し上げます。提案理由は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に基づき、市町村が令和8年4月1日から当該事業を実施するために必要な設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。第1条に趣旨、第2条に定義を、第3条に最低基準の目的等、第4条に基準と乳児等通園支援事業者を、第5条に支援事業者の一般原則を定めております。第6条から第19条までは、乳児等通園支援事業者と非常災害、安全計画の策定等、自動車運行の場合の所在確認、一般的要件、事業所職員の知識及び技能の向上、利用乳児の取扱い原則、虐待等の禁止、衛生管理等を規定しております。第20条として、乳児等通園支援事業の区分を定めております。また、第21条から25条まで一般型乳児等通園支援事業の設置基準、職員の基準、支援内容等を規定しております。第26条から27条までは、余裕活用型乳児等通園支援事業の設置及び職員の基準等を第28条は電磁的記録について定めております。

附則としましてこの条例は公布の日から施行する。ただし、第23条の規定は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「議案第4号、南関町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、提案理由及び内容のご説明を申し上げます。提案理由は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づき、市町村が令和8年4月1日から当該事業を実施するために必要な運営に関する基準を定める条例を制定する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例。第1条に趣旨を、第2条に一般原則、第3条に利用定員に関する基準を定めております。第4条から第32条までは、面談、支援給付の認定申請に係る援助、心身の状況等の把握、支援提供の記録取扱い方針、相談及び援助、運営規程、勤務体制の確保、利用定員の遵守、虐待等の禁止、情報の提供、事故発生の防止、会計区分記録の設備等を規定しております。第33条は、電磁的記録について定めております。

附則としましてこの条例は公布の日から施行するものとございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（嶋永健一君） 「議案第5号、南関町一般職員の給与に関する条例及び南関町パートタイム会計年度職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、提案理由及び内容の説明をいたします。提案理由は地方公務員法第27条の趣旨に添い、給与を適正なものにするためでございます。それでは、内容の説明を申し上げます。

次のページをご覧ください。南関町一般職の職員の給与に関する条例及び南関町パートタイム会計年度職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。まず第1条は南関町一般職の職員の給与に関する条例、昭和43年条例第11号の一部を次のように改正するものでございます。同条例の第8条の通勤手当については、第3号中、片道10キロメートル以上15キロメートル未満は月7,100円を月7,300円に改め、それぞれの通勤距離に応じた支給額を改めるものでございます。第12条の宿日直手当は、第1項中4,400円を4,700円に改め、ボーナス支給率の改正、100分の5か月分の増額につきましては、第10条期末手当及び第15条勤勉手当に振り分けて改めます。まず第10条の期末手当は、同条第2項で、一般職は、令和7年度支給を6月及び12月期末で、均等割100分の125に、100分の2.5の増額改正分を令和7年12月期末手当にまとめて支給することとし、12月支給分を100分の127.5に改め、同条第3項で再任用職員については、6月及び12月期末手当を均等割100分の72、100分の2.5の増額改正分を令和7年12月期末手当にまとめて支給することとし、12月支給分を100分の72.5に改めるものでございます。第15条の勤勉手当は、同条第2項第1項で一般職員は、令和7年度支給を6月及び12月勤勉手当を均等割100分の105に、100分の2.5増額改正分を令和7年12月勤勉手当にまとめて支給することとし、12月支給を100分の107.5に改め、同条第2項第2号で再任用職員については、6月及び12月勤勉手当を均等割100分の50に、100分の2.5増額改正分を令和7年12月勤勉手当にまとめて支給することとし、12月支給分を100分の52.5に改めるものでございます。月例給の改正につきましては、別表第1の行政職給料料1を次のように改めるものでございます。なお令和7年4月に遡及する給料表でもございます。

次に5ページほどめくっていただき、下段をご覧ください。第2条は、令和8年度から適用する南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正でございまして、第8条の通勤手当につきましては条例で定めていた額を規則で定めるものとする改正でございまして、第14条は令和8年4月から適用する一般職員の期末手当を6月及び12月支給率を100分の126.25、再任用職員の期末手当を6月及び12月支給率を100分の71.25と均等割するものとございます。第15条は、令和8年4月から適用する一般職員の勤勉手当を6月及び12月

支給率を100分の106.25、再任用職員の勤勉手当を6月及び12月支給100分の51.25と、これも均等割とするものでございます。次の第3条及び第4条は、南関町パートタイム会計年度職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の改正でございます。第3条は令和7年度支給について、第7条第1項第2号で、6月及び12月期末手当均等割の100分の125に、100分の2.5の増額改正分を令和7年12月期末手当にまとめて支給することとし、12月支給分を100分の127.5に改め、第7条の2項、第1項第2号で、6月及び12月勤勉手当を均等割100分の105に、100分の2.5の増額改正分を、令和7年12月に勤勉手当にまとめて支給することとし、12月支給分を100分の107.5に改めるものでございます。

次の第4条は令和8年度の支給についてでございます。第7条第1項第2号で期末手当を6月及び12月ともに支給率100分の126.25とし、第7条の2項第2号は、第7条の2第1項第2号で勤勉手当を6月及び12月ともに支給率100分の106.25と改めるものでございます。附則としまして、第1項でこの条例は公布の日から施行することとしております。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行するとし、第2項で第1条及び第3条の規定に係る改正後の給与条例の規定は、令和7年4月1日から適用することとし、第3項で、第1条及び第3項の給与条例改定後の規定を適用する場合には、改正前に支払った給与は報酬内の報酬は内払いとみなし、増額分を後日支払うものとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「議案第6号、南関町長等の給与及び旅費に関する条例及び南関町議会議員の議員報酬費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由及び内容の説明をいたします。提案理由は、国家公務員に適用される特別職の職員の給与に関する法律が改正されることに伴い、国家公務員の特別職に準じて、本町の特別職の期末手当を適正なものにするためでございます。それでは、内容の説明を申し上げます。

次のページをご覧ください。南関町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和31年条例第4号）の一部の改正について、第1条及び第2条で規定しております。第1条は令和7年度に支給する期末手当について、6月及び12月期末手当を均等割100分の172.5に、100分の5の増額改正分を令和7年12月期末手当にまとめて支給することとし、12月支給分は100分の177.5に改め、第2条で、令和8年度以降に支給する期末手当については、6月及び12月期末手当をそれぞれ均等割とし、100分の175に改めるものでございます。

続いて、南関町議会議員の議員報酬費用弁償等に関する条例（平成10年条例第2号）の一部改正について、第3条及び第4条で規定しております。第3条で令和7年度で支給する期末手当については、6月及び12月期末手当を均等割の100分の172.5に、100分の5の増額改正分を、令和7年12月期末手当にまとめて支給することとし、12月支給分を100分の177.5に改め、第4条で、令和8年度以降に支給する期末手当につきましては、6月及び12月期末手当をそれぞれ均等割とし、100分の175に改めるものでございます。附則としまして、第1項でこの条例は公布の日から施行することとしております。ただし第2条及び第4条の規定には、規定は令和8年4月1日から施行するものでございます。第2項で第1条の規定による改正後の南関町長等給与及び旅費に関する条例及び第3条の規定による、南関町議会議員の議員報酬費用弁償等に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用することとしております。第3項で改正後の規定を適用する場合は改正前に支払った期末手当は内

払いとみなし、増額分を後日支払うものと定めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、「議案第7号、令和7年度南関町一般会計補正予算（第7号）について」ご説明いたします。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,467万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億3,153万9,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。15款国庫支出金は2項国庫補助金に1億8,293万円を追加して7億5,152万9,000円とし、予算総額を13億6,276万2,000円とするものでございます。16款県支出金は2項県補助金に12万2,000円を追加して2億8,924万7,000円とし、3項県委託金に2万6,000円を追加して4,225万5,000円とし、予算総額を6億5,606万4,000円とするものでございます。19款繰入金は1項基金繰入金に2,200万円を追加して5億6,477万4,000円とし、予算総額を5億7,801万1,000円とするものでございます。22款1項町債は1億6,960万円を追加して9億1,290万円とするものでございます。歳入合計は補正前の78億5,686万1,000円に補正額3億7,467万8,000円を追加して、82億3,153万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款議会費は1項議会費に49万5,000円を追加して8,513万1,000円とするものでございます。2款総務費は1項総務管理費に573万2,000円を追加して、14億5,143万1,000円とし、2項徴税費に175万4,000円を追加して1億2,653万4,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費に55万8,000円を追加して、5,287万1,000円とし、4項選挙費に20万7,000円を追加して5,181万7,000円とし、5項統計調査費に19万1,000円を追加して1,093万2,000円とし、予算総額を16億9,518万4,000円とするものでございます。3款民生費は1項社会福祉費から24万1,000円を減額して、15億2,836万3,000円とし、2項児童福祉費に8万8,000円を追加して、7億3,001万3,000円とし、予算総額を22億5,837万6,000円とするものでございます。4款衛生費は1項保健衛生費に157万1,000円を追加して1億7,049万9,000円とし、予算総額を4億5,281万円とするものでございます。5款農林水産費は1項農業費に438万5,000円を追加して4億2,525万5,000円とし、予算総額を4億5,510万9,000円とするものでございます。6款商工費は1項商工費に86万8,000円を追加して2億4,012万8,000円とするものでございます。7款土木費は1項土木管理費に220万9,000円を追加して、7,812万6,000円とし、2項道路橋梁費に3億5,109万9,000円を追加して7億3,666万4,000円とし、5項下水道費に22万9,000円を追加して、8,854万7,000円とし、6項浄化槽整備推進事業費に54万6,000円を追加して、6,254万1,000円とし、予算総額を10億7,057万6,000円とするものでございます。8款消防費は1項消防費に20万3,000円を追加して3億2,579万円とするものでございます。9款教育費は1項教育総務費に237万円を追加して9,128万1,000円とし、2項小学校費に2万4,000円を追加して、1億4,915万5,000円とし、4項社会教育費に205万円を追加して1億5,950万円とし、5項保健体育費に53万5,000円を追加して、2億905

万7,000円とし、予算総額を7億4,131万9,000円とするものでございます。12款予備費は1項予備費から19万5,000円を減額して1,214万3,000円とするものでございます。歳出合計は補正前の78億5,686万1,000円に補正額3億7,467万8,000円を追加し、82億3,153万9,000円とするものでございます。

5ページ第2表は繰越明細費明細費の補正でございます。変更として、7款土木費、2項道路橋梁費の道路新設改良事業に3億5,109万9,000円を追加し、4億5,607万8,000円とするものでございます。6ページ第3表は、地方債の補正でございます。変更分については補正後の限度額を申し上げます。圃場整備事業の限度額を4,860万円とし、道路橋梁整備事業の限度額を3億810万円とするものでございます。7ページと8ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。

9ページをお開きください。歳入の内訳でございます。主なものについてご説明をいたします。上段の15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費国庫補助金に社会資本整備総合交付金として1億8,287万3,000円を追加するものです。下段の19款繰入金、1項基金繰入金は1目1節、財政調整基金繰入金に2,200万円を追加するものです。次は10ページをお開きください。22款1項町債につきましては、6ページの第3表地方債補正で説明したものになっておりまして、今回の補正額の合計は1億6,960万円でございます。

続きまして11ページからは歳出の内訳でございます。それぞれの1節報酬、2節給料、3節職員給与等、4節共済費、8節旅費は主に人事院勧告に伴う人件費の調製でございます。それ以外の主なものについてご説明をいたします。11ページの上段をお願いします。1款1項1目議会費の11節役務費に、議場カメラ画角等調整費として11万円を追加しております。16ページをお願いいたします。上段の5款農林水産費、1項農業費、4目農地費、18節負担金補助及び交付金に、県営土地改良事業費負担金として162万6,000円を追加しております。続きまして、17ページ中段になります。7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、14節工事請負費に改良舗装工事として3億4,059万9,000円を追加し、21節補償補填及び賠償金、建物・立木補償費として1,050万円を追加しております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） 「議案第8号、令和7年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,158万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入についての補正額一覧でございます。5款県支出金は1項県負担金補助金に5万2,000円を追加し、10億4,150万9,000円とするものでございます。歳入合計は補正前の13億7,153万円に補正額5万2,000円を追加し、13億7,158万2,000円とするものでございます。3ページをお願いいたします。歳出についての補正額一覧でございます。5款保健事業費は、2項保健事業費を5万5,000円追加し、1,321万3,000円とし、合計を2,266万3,000円とするものでございます。10款予備費、1項予備費を3,000円減額し、4,352万8,000円とし、歳入歳出予算の総額を調整するものでございます。

歳出合計は補正前の１３億７，１５３万円に補正額５万２，０００円を追加し、１３億７，１５８万２，０００円とするものでございます。４ページ、５ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。

次に６ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。５款県支出金、１項県負担金補助金、１目保険給付費交付金、２節特別交付金に５万２，０００円の追加は、決算見込みによるものでございます。７ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。５款保健事業費、２項保健事業費、１目保健衛生普及費、３節職員手当に３，０００円追加するもので、人事院勧告に伴う時間外勤務手当の増額によるものです。４節共済費に５，０００円追加するもので、人事院勧告に伴う会計年度任用職員共済費の改定によるものでございます。８節旅費に４万７，０００円追加するもので、同じく人事院勧告に伴う会計年度任用職員通勤費の改定によるものでございます。１０款１項１目予備費３，０００円の減額は、歳入歳出予算の総額を調整するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君） おはようございます。「議案第９号、令和７年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について」ご説明申し上げます。１ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１５億２，４２９万１，０００円とするものでございます。

２ページをお願いいたします。歳入についての補正額一覧でございます。３款国庫支出金は２項国庫補助金に５，０００円を追加し、１億４，６９６万円とし、合計３億８，４９０万１，０００円とするものでございます。４款支払基金交付金は１項支払基金交付金に１万８，０００円を追加し、３億６，７８２万９，０００円とするものでございます。５款県支出金は、３項県補助金に３，０００円を追加し、１，０２４万８，０００円とし、合計１億９，８０３万６，０００円とするものでございます。７款繰入金は、１項一般会計繰入金に２，０００円を追加し、２億１，３５３万７，０００円とし、合計２億２，３５３万７，０００円とするものでございます。歳入合計は補正前の１５億２，４２６万３，０００円に、２万８，０００円を追加し、１５億２，４２９万１，０００円とするものでございます。

３ページをお願いいたします。歳出についての補正額一覧でございます。４款地域支援事業費は、１項介護予防生活支援サービス事業費に６万７，０００円を追加し、３，１５８万９，０００円とし、３項包括的支援事業任意事業費に６万７，０００円を追加し、１，２４５万９，０００円とし、４項居宅介護支援事業費を９万８，０００円減額し、１，２７８万円とし、合計を７，７６５万４，０００円とするものでございます。８款予備費は１項予備費を８，０００円減額し、６，３９２万７，０００円とするものでございます。歳出合計は補正前の１５億２，４２６万３，０００円に、２万８，０００円を追加し、１５億２，４２９万１，０００円とするものでございます。４ページ、５ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。

６ページ、７ページが、歳入の内容説明でございます。主なものを説明いたします。６ページをお願いいたします。３款国庫支出金、２項国庫補助金、５目１節地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業に１万７，０００円を追加するものです。４款支払基金交付金、

1 項支払基金交付金、2 目地域支援事業支援交付金、1 節現年度分に 1 万 8, 0 0 0 円を追加するものです。8 ページ、9 ページが歳出の内容説明でございます。主なものを説明いたします。8 ページ下段をお願いいたします。4 款地域支援事業費、4 項居宅介護支援事業費、1 目居宅介護支援事業費の 1 節報酬に 8 万 2, 0 0 0 円の追加は、人事院勧告による会計年度任用職員給与改定に伴うものでございます。同じく 3 節職員手当等に 4 万 2, 0 0 0 円の追加は、執行見込みによるものでございます。同じく 4 節共済費の 2 2 万 5, 0 0 0 円の減額は、人事院勧告による会計年度任用職員給与改定に伴う社会保険料 1 万 2, 0 0 0 円の追加と執行見込みによる会計年度任用職員共済組合負担金 2 3 万 7, 0 0 0 円の減額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（田口明君） おはようございます。「議案第 1 0 号、令和 7 年度南関町下水道事業補正予算（第 2 号）について」ご説明いたします。1 ページをお願いします。南関町下水道事業予算第 3 条に定められた予定額を補正するものでございます。

収入でございます。1 款下水道事業収益は、2 項営業外収益に 2 2 万 9, 0 0 0 円を追加し、1 億 1, 3 6 9 万 4, 0 0 0 円とし、総額を 1 億 4, 9 5 6 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。2 款浄化槽事業収益は、2 項営業外収益に 5 4 万 6, 0 0 0 円を追加し、1 億 9 0 万 5, 0 0 0 円とし、総額を 1 億 3, 8 3 8 万円とするものでございます。収入合計は、既決額の 2 億 8, 7 1 6 万 6, 0 0 0 円に、補正額 7 7 万 5, 0 0 0 円を追加して 2 億 8, 7 9 4 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

支出でございます。1 款下水道事業費用は 1 項営業費用に 2 2 万 9, 0 0 0 円を追加し、1 億 4, 2 0 4 万 8, 0 0 0 円とし、総額を 1 億 4, 9 5 6 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。2 款浄化槽事業費用は、1 項営業費用に 5 4 万 6, 0 0 0 円を追加し、1 億 3, 5 4 5 万円とし、総額を 1 億 3, 8 3 8 万円とするものでございます。支出合計は、既決額の 2 億 8, 7 1 6 万 6, 0 0 0 円に補正額 7 7 万 5, 0 0 0 円を追加して、2 億 8, 7 9 4 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。今回の補正は、給与改定に伴う増が主なものでございます。3 ページ以降は、実施計画の収益的収入及び支出の内訳等の資料でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 「議案第 1 1 号、事業契約の締結について」提案理由及び議案の説明をさせていただきます。今回、ご提案いたします事業契約の締結は、町営大津山団地等整備事業に関するものでございます。民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 1 2 条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

1 事業名は町営大津山団地等整備事業。2 工事場所は、南関町大字関町地内で、3 契約金額は、1 0 億 9, 6 7 0 万円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は 9, 9 7 0 万円でございます。4 契約の相手方は、つなぐ南関 A D、代表企業としまして、所在地、福岡県福岡市博多区上牟田 2 丁目 1 1 番 2 4 号。名称、大和ハウス工業株式会社九州支社、支社長賤津高広でございます。5、契約の方法はプロポーザル方式審査による事業者選定契約でございます。なおこの事業は、令和 8 年 1 月 1 6 日に仮契約を締結いたしております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 議会運営委員長、中村正雄君。

○議会運営委員長（中村正雄君） おはようございます。「発委第1号、南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由と改正内容について説明いたします。提案理由は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）の施行に伴い、南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例を一部改正する必要があるためです。

次のページをお願いします。改正内容について説明いたします。南関町議会議員の議員報酬費用弁償等に関する条例。平成10年条例第2号の一部を次のように改正する。第3条第2項及び第3項を次のように改める。2、前項の費用弁償の種目は、鉄道費、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。3、前項に規定するその他の交通費のうち、議員が議会及び町内で開催される委員会等に出席した場合は、その他の交通費として600円を支給する。第3条に次の2項を加える。4、宿泊費基準額及び宿泊手当の額は、別表第2による。5、前各項に規定するもののほか、費用弁償については、南関町職員等の旅費に関する条例（令和7年条例第22号）の適用を受ける職員の旅費の例による。別表第2を次のように改める。別表第2については、ご覧ください。次のページをお願いします。最後に附則として、この条例は令和8年4月1日から施行する。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（立山秀喜君） ここで説明の途中ですが、10分間休憩をとります。

—————○—————
休憩 午前11時00分
再開 午前11時10分
—————○—————

○議長（立山秀喜君） 説明は終わりましたのでこれを続行します。

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

「日程第3、議案第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和7年度南関町一般会計補正予算（第5号））」を議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和7年度南関町一般会計補正予算（第5号））は、承認することに決定しました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 「日程第４、議案第２号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和７年度南関町一般会計補正予算（第６号）」を議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２号を採決します。

お諮りします。本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第４、議案第２号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和７年度南関町一般会計補正予算（第６号））は、承認することに決定しました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 「日程第５、議案第３号、南関町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第３号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３号、南関町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 「日程第６、議案第４号、南関町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、南関町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 「日程第7、議案第5号、南関町一般職の職員の給与に関する条例及び南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、南関町一般職の職員の給与に関する条例及び南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 「日程第8、議案第6号、南関町長等の給与及び旅費に関する条例及び南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、南関町長等の給与及び旅費に関する条例及び南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 「日程第9、議案第7号、令和7年度南関町一般会計補正予算（第7

号) についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(立山秀喜君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(立山秀喜君) 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(立山秀喜君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、令和7年度南関町一般会計補正予算(第7号)については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(立山秀喜君) 「日程第10、議案第8号、令和7年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(立山秀喜君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(立山秀喜君) 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(立山秀喜君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、令和7年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(立山秀喜君) 「日程第11、議案第9号、令和7年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(立山秀喜君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(立山秀喜君) 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、令和7年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 「日程第12、議案第10号、令和7年度南関町下水道事業補正予算（第2号）について」を議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 令和7年度南関町下水道事業補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 「日程第13、議案第11号、事業契約の締結について」を議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第11号、事業契約の締結については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 「日程第14、発委第1号、南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、発委第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号、南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 以上で本会議に付議されました案件は終了しました。

お諮りします。

南関町議会会議規則第45条の規定により、今会期中の発言、訂正など、字句その他の整理については、議長にご一任頂きたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定により、処理することにいたします。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第1回南関町議会臨時会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午前11時25分